

(様式1 - ホームページ公表様式)

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：県民文化課)

1	施設名	しが県民芸術創造館および滋賀県立文化産業交流会館
2	施設の概要	[しが県民芸術創造館] 敷地面積 10,262㎡ 延床面積 3,985㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造 地上2階 ホール、展示ホール、練習室、和室、リハーサル室、事務室、駐車場ほか [滋賀県立文化産業交流会館] 敷地面積 21,741㎡ 延床面積 10,561㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 イベントホール、小劇場、練習室、会議室、文化教室、ビジネスオフィス(S O H O)、事務室、駐車場ほか
3	募集概要	非公募
	申請要項配布期間	平成22年8月31日
	申請書提出期限	平成22年9月15日
	募集内容	指定期間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日(3年間) 管理業務内容 (1)事業の実施に関する業務 ・ 県民の多様な文化芸術活動の支援 ・ 多様な芸術の鑑賞機会の提供 ・ 県内文化ホールのネットワーク中枢としての機能、支援 ・ 文化産業交流会館における産業振興との連携 (2)施設の貸館に関する業務 (3)施設・設備等の維持管理業務 (4)その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
	管理料参考額	1,073,100,000円(消費税および地方消費税を含む。)
4	申請者	所在地：大津市京町三丁目4番22号 名称：財団法人滋賀県文化振興事業団
5	審査概要	県民文化生活部県民文化課文化施設指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類に基づきヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準に基づき審査、採点を行い、指定管理者として適正かどうか判断し、その候補者として選定する。
	選定委員会委員	高橋 政之(高橋金属株式会社代表取締役会長、県教育委員会委員) 富永 茂樹(京都芸術センター館長、京都大学人文科学研究所教授) 中川 幾郎(帝塚山大学法学部教授) 野口 真一(公認会計士・税理士) 山中 隆(滋賀県県民文化生活部次長)
	審査基準	別表の審査基準のとおり。

審査経過	<p>第1回県民文化生活部県民文化課文化施設指定管理者選定委員会 (開催日)平成22年8月9日 (内容)指定管理者申請要項および審査基準について審議</p> <p>第2回県民文化生活部県民文化課文化施設指定管理者選定委員会 (開催日)平成22年9月23日 (内容)申請者からのヒアリング、審査基準に基づく審査、採点および審議 指定管理者の候補者の選定</p>													
審査結果	<p>指定管理者の候補者</p> <p>財団法人滋賀県文化振興事業団</p>													
	<p>評価結果および選定理由</p> <table border="1" data-bbox="478 593 1404 761"> <thead> <tr> <th>評価結果</th> <th>評価項目1 (配点10)</th> <th>評価項目2 (40)</th> <th>評価項目3 (10)</th> <th>評価項目4 (30)</th> <th>評価項目5 (10)</th> <th>合計 (100)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8.0</td> <td>32.4</td> <td>7.8</td> <td>23.2</td> <td>8.6</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">点数は各委員の平均値 (最低基準：60/100)</p> <p>【管理料提示額】 1,073,100,000円</p> <p>【選定理由】 申請者からの提案の中で、以下の点が委員から高く評価された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人と地域と自然を結ぶ、心豊かな湖国文化の創造」という理念のもとに、「子どもや若者の豊かな人間性や創造性をはぐくむ環境づくり」や「文化芸術の担い手を育成、支援」などの使命を掲げた財団の経営方針。 ・2館一括管理とすることで、県内市町文化ホールへの支援や、文化芸術に触れる機会が少ない地域への取組など、県全域を統一した方針により事業展開。 ・子育て世代や大学生等若者が多く、様々な事業の可能性が高い県南部のしが県民芸術創造館、地域伝統芸能が豊富で産業振興が望まれる県北部の文化産業交流会館それぞれの施設について、県民意識調査結果や地域資源、施設特性、利用者の声を踏まえた特色ある施設運営。 ・県内市町文化ホールや文化団体からの企画提案に基づき、提案者と協働で実施する「アートコラボレーション事業」等の実施。 ・広報マーケティング部門を新設し、広報戦略を推進することにより、潜在的な観客需要を掘り起こす取組。 ・平日の貸館における割引制度の新設など、利用拡大に向けた新たな取組。 ・施設管理にかかる2館一括契約、複数年契約の導入や、「エコアクション21」の取組による環境負荷低減を踏まえた経費の節減。 ・国や財団からの助成、企業からの協賛金など、収入の確保に向けた取組。 <p>審査の結果、求める基準を上回り、指定管理者として適正と判断されたため、財団法人滋賀県文化振興事業団を指定管理者の候補者として選定した。</p>	評価結果	評価項目1 (配点10)	評価項目2 (40)	評価項目3 (10)	評価項目4 (30)	評価項目5 (10)	合計 (100)		8.0	32.4	7.8	23.2	8.6
評価結果	評価項目1 (配点10)	評価項目2 (40)	評価項目3 (10)	評価項目4 (30)	評価項目5 (10)	合計 (100)								
	8.0	32.4	7.8	23.2	8.6	80.0								